

## 神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 神奈川県内（政令・中核市を除く）の認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、提言を行うことを目的として、神奈川県教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 神奈川県から報告を受けた認可外保育施設等における死亡事故等の重大事故について事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- (2) 事故の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、神奈川県に報告すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (構成員等)

第3条 委員は保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者5名をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

## (委員会の公開)

第5条 委員会は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条第1号及び第2号の規定に該当する事項について所掌するため、原則として非公開とする。

- 2 前項の規定による事項を所掌しない場合は、委員長が委員会に諮って公開とすることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員会は必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。